市県民税が変わります
― 税源移譲 ―

お手元に市役所またはお勤めの事業所から「市民税・県民税納税通知書」または「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」が届きます。

そこで、ちょっとご注意を。今年は国から地方への税源移譲のため、所得が昨年と変わらない方でも税額が変化しています。

○「税額」に疑問を感じたら

「税額」がおかしい？と感じたときはまず各通知書の「収入・所得金額」、「所得控除」をご確認ください。

これらは所得税の確定申告書の控えや給与の源泉徴収票で確認することができます。

ただし、「所得控除」のうち生命保険料控除・損害保険料控除・配偶者控除・扶養控除等、所得税と市県民税で控除額に差があるものもありますのでご注意ください。

○国税（所得税）も変わっています

給与、年金を受給されているほとんどの方は、平成19年1月から所得税（源泉徴収分）が減額しています。これは市県民税と所得税を合わせた税負担が変わらないように、所得税の税率を４段階から６段階に調整したためです。ただし、年収額が上がった方、扶養家族が減った方などは所得税が減額となっていない場合もありますのでご注意ください。

○なぜ税源移譲が必要なの？

保育所の運営や道路の建設など、身近な公共サービスの大部分は地方（市・県）が実施していますが、そのサービスの原資となる税金は、国が約６割を集め、それを地方交付税や補助金という形で地方に配分していました。この方式だと、配分の基準が全国一律になり、地方の実情に合った公共サービスが実施されにくく、地方の創意工夫の入り込む余地もあまりありませんでした。そこで、地方で使う税金はできるだけ地方で集め、その地方にあった公共サービスが的確に実施できるように、税源移譲が行われることとなったのです。

○税額を計算してみましょう

所得金額－所得控除額	×	税率６％	－	税額控除①	－	調整控除③	＋	3,000円	＝	市民税
（課税標準額）	×	税率４％	－	税額控除②	－	調整控除④	＋	1,000円	＝	県民税
（		所		得		割	）	＋（均等割）	＝	（年税額）

昨年までは市県民税の税率が、「200万円までは市３％、県２％」、「700万円までは市８％、県２％」、「700万円を超えると市10％、県３％」の累進課税方式でした。このため、ほとんどの方は税額が大きく変わることとなったのです。

なお、「分離短期譲渡」、「分離長期譲渡」、「株式等の譲渡」、「先物取引」などは税率が異なりますのでご注意ください。

税額控除（配当所得のある方）

区　分	①市民税	②県民税
1,000万円以下	1.6%	1.2%
1,000万円超	0.8%	0.6%

※証券投資信託等のある方は別計算となります。

調整控除

合計課税標準額	③市民税３％	④県民税２％
200万円以下	次のイ・ロのいずれか少ない額×③または④ イ．住民税と所得税の人的控除の差の合計額 ロ．合計課税標準額	
200万円超	{上記イの金額－（合計課税標準額－200万）}×③または④ この額が2,500円未満の場合2,500円	

〈例〉住民税と所得税の人的控除額

区　分	住民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	５万円
配偶者控除	33万円	38万円	５万円
老人配偶者控除	38万円	48万円	10万円
扶養控除	33万円	38万円	５万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円

〈問い合わせ先〉
税務課　☎62-5321
※各支所税務室でも対応しています。

平成18年度定期監査結果を公表します

平成18年度定期監査結果の概要を次のとおり公表します。

旭市監査委員　木村　哲三
旭市監査委員　林　正一郎

監査の対象／市長部局（18課）、議会事務局、教育委員会（３課）、農業委員会事務局、監査委員事務局、公営企業（水道、病院、国民宿舎）

監査期間／平成18年11月28日～平成19年４月26日

監査の場所／旭市監査委員事務局

監査方法／各所管の財務に関する事務および経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われ、住民福祉の増進のために効果をあげているかなどを主眼に、予算の執行状況、補助金の状況、工事や委託業務などの各種契約状況、施設の管理状況について担当課長等から説明を求めました。

監査結果／総体的には予算の執行状況および事務処理状況は、おおむね適切に処理されているものと認められました。今後とも、変化する社会経済情勢に対応した効率的な行財政運営の確立に向け、より一層努力されるよう要望しました。

なお、各課等への指摘事項は次のとおりです。

●**保険年金課**／現在、国民健康保険事業において窓口で現金支給されている出産育児一時金および葬祭費について、口座振込が可能か検討されたい。

●**病院事業**／工事請負、業務委託および物品購入等の契約事務にあたっては、公平性、経済性を確保するため、競争入札を原則とし、特定の理由に基づく随意契約においても、適切な契約事務を執行されたい。

●**財政課**／公共工事等の入札、契約の結果公表については、行政の透明性のさらなる向上を目指し、より詳細な結果の公表方法を検討されたい。

●**下水道課**／供用開始区域内の水洗化率の向上および経費削減に努められたい。また、公共下水道計画の見直し時においては、各種汚水処理施設（合併処理浄化槽、農業集落排水施設、公共下水道等）の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を勘案し、将来の財政負担とならないよう進められたい。

※この結果は、市のホームページ（http://www.city.asahi.lg.jp/）でもご覧いただけます。

〈問い合わせ先〉
監査委員事務局
☎62-5319